

## 第2章

### 計画の基本的な考え方

# 1 基本理念

男女共同参画の推進にあたっては、砺波市男女共同参画推進条例（第3条）に掲げられた次の6つの事項を基本理念とします。

この基本理念は、男女共同参画を推進する全ての取組について、必ず考慮されなければならない重要な視点です。

## ①男女の人権の尊重

男女は平等であり、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重され、その能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できるよう人権が尊重されること。

## ②性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し

性別により固定された役割分担を見直し、慣習、制度等が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすること。

## ③政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画

市の政策又は事業者等における方針の立案及び決定にあたり、男女が社会の対等な構成員として共同して参画できる機会を確保すること。

## ④家庭生活における活動と社会における活動の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を両立できるようにすること。

## ⑤男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること。

## ⑥国際的協調

男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接に関係していることを理解し、国際的協調のもとに行われること。

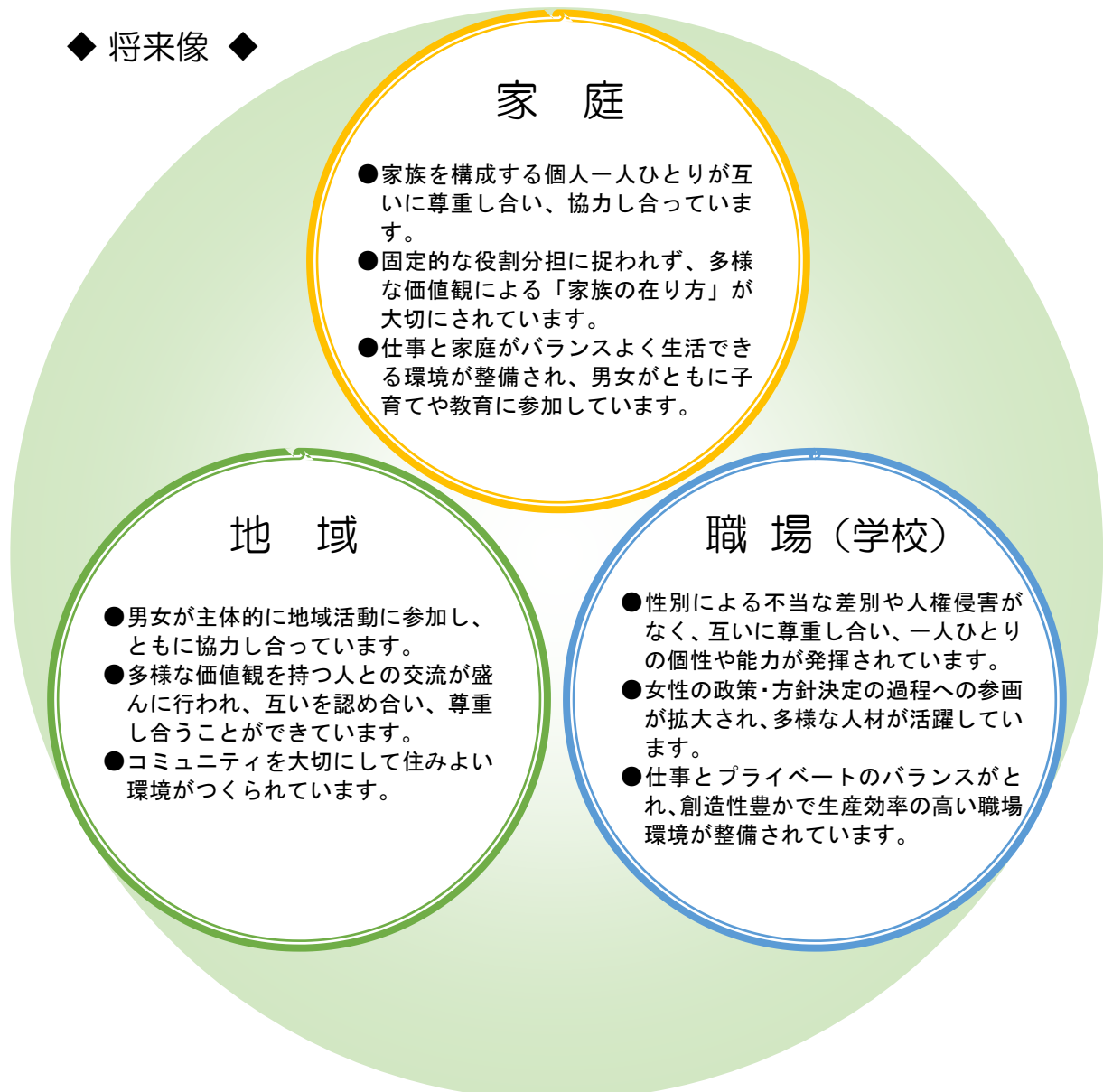
## 2 総合目標と将来像

### ◆ 総合目標 ◆

ひと ひと  
女と男が ともに支えあい認めあう 心つながるまちへ

男女がお互いに支えあい、認めあいながら、心つながりがあふれたまちづくりをすすめ、家庭・地域・職場・学校など様々な分野で、個性と能力を十分に発揮し、誰もが夢と希望を持って、いきいきと暮らせる砺波市をつくれます。

### ◆ 将来像 ◆



## 3 基本目標

砺波市男女共同参画推進計画（第3次）を策定するにあたり、基本理念等を踏まえ、4つの基本目標を掲げます。

### I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画について正しく理解し、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女がともに協力し支えあっていく男女共同参画の意識づくりが重要です。男女共同参画の具体的な課題解決につながる広報・啓発、教育・学習に積極的に取り組みます。

### II 男女共同参画を実践できる就労環境づくり

働きたい女性が活躍、参画できる就労環境のためには、男女ともに働き方を見直し、\*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や男性の子育て・介護等への参画が必要です。男女がともに仕事と家庭や地域生活との両立、多様な生き方が選択でき自己実現ができるような就労環境づくりを進めます。

### III あらゆる分野における女性の参画拡大

女性の活躍が進むことは、男女が共に暮らしやすい社会の実現につながることから、あらゆる分野で女性が対等な立場で参画し、個性を發揮できることが重要です。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、職場、地域、防災活動等のあらゆる分野において、女性が自分の意思によって参画できるようなまちづくりを進めます。

### IV 男女共同参画社会に向けた安全・安心な暮らしの実現

男女が互いの人権や性の違いを尊重し、健やかで心豊かに暮らせるよう、人権侵害となるあらゆる暴力の根絶に向けて取り組みます。また、年齢や性別、障害の有無にかかわらず、全て人が自立し、安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、生涯を通じた健康支援を行います。

## 4 重点的取組事項

基本目標を踏まえ、次の4つを重点的取組事項として推進します。

### ① 夫婦・世代間の協力による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識・慣行の見直しが不可欠であることから、まずは家庭から、そして身近な生活のある地域においても、男女がともに協力し支えあっていく男女共同参画の意識づくりが求められています。

砺波市は、三世帯同居率が高く地域コミュニティのつながりが強いことから、その特長を生かし、世代間の理解を深め、多世帯同居や近居といった形態の中で、できるだけお互いに協力し助け合う意識を啓発します。

### ② 働く人のワーク・ライフ・バランスの推進

30歳代前後の女性は、子育て・介護等の理由で仕事を辞めている現状があることから、働きたい女性が、仕事と子育て・介護などの選択を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにするため、働き方を見直すことが必要です。このことにより、女性の社会への参画を進められるほか、業務の効率化による生産性の向上が図られるなど、企業や社会の活性化にもつながります。

男女がともに健康で、地域活動や趣味などを通して、いきいきと安心して暮らしていくため、仕事と生活の調和の推進に取り組みます。

### ③ 女性の活躍の推進

人口減少社会の中で、日本の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠です。

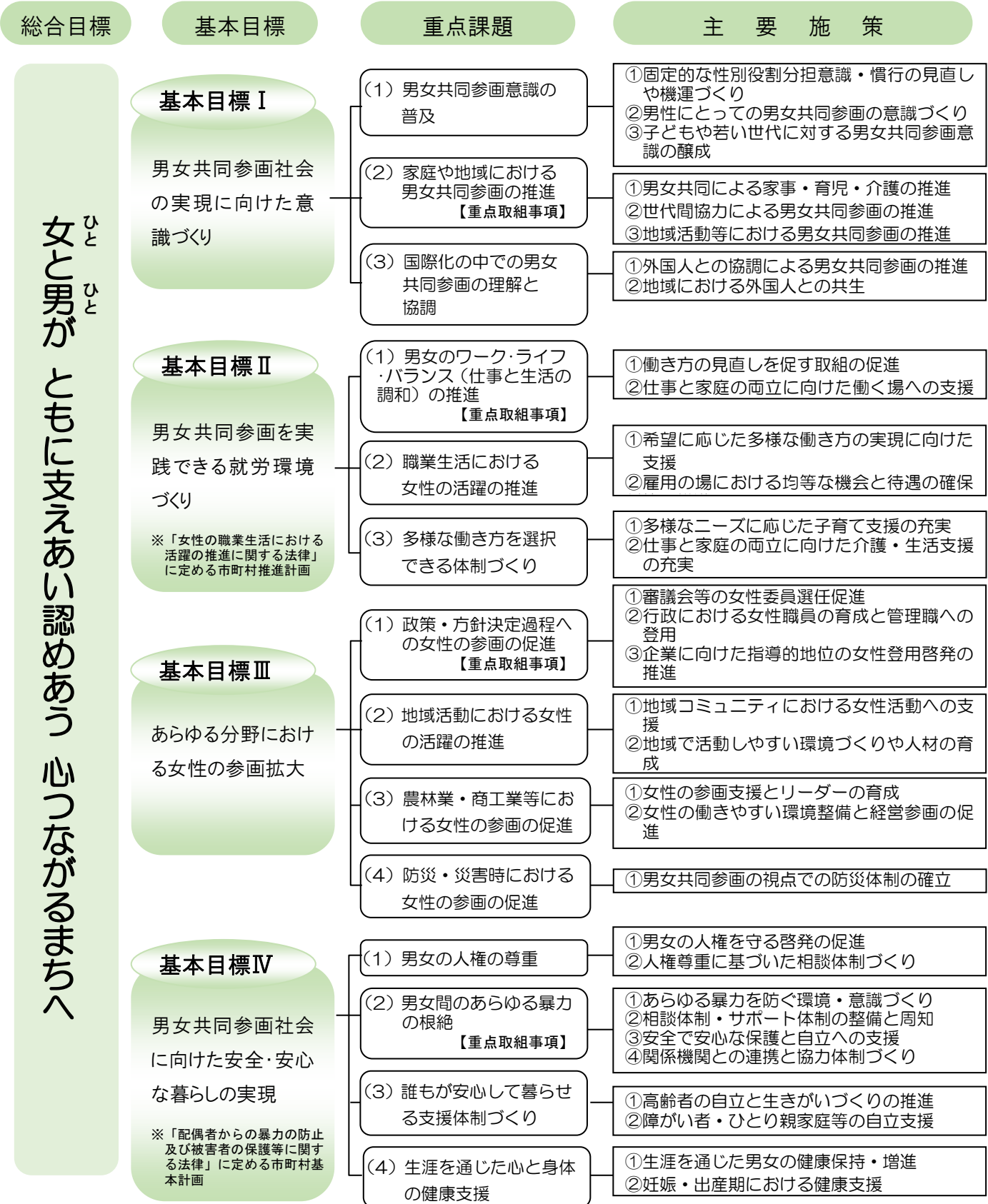
「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会、防災等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、全ての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながることから、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

### ④ 男女間のあらゆる暴力（DV）の防止

DVは、犯罪となる行為を含む最も重大な人権侵害であり、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

DVやストーカー行為などについて、認識を深め、相談体制の強化を図り、加害者にも被害者にもならず安全・安心な生活ができる環境づくりを進めます。

# 5 計画の体系



## 第2章 計画の基本的な考え方

★：新規に設定した成果指標  
☆：前回の目標値に達しなかったため、同値を設定

### 成果指標

現状 (H27)

目標 (H32)

⇒	・夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考えに反対(どちらかといえば反対を含む)の市民の割合	67.7%	75.0%
	・社会通念・慣習・しきたりなどで男女が「平等」であると思う市民の割合	11.3%	15.0% ☆
	・学校教育の現場で児童・生徒の扱いに関して男女平等であると思う市民の割合	53.4%	65.0% ☆
⇒	・家庭において男女が「平等」であると思う市民の割合	28.9%	32.0% ☆
	・三世同居率 ★	22.9% (H22)	22.9%
	・市ボランティアセンター登録人数(個人+団体)	5,137人	6,000人 ☆
⇒	・市男性職員の子の出生時における育児休暇取得率	83.3%	100.0% ☆
	・市男性職員の育児休業取得率	0.0%	10.0% ☆
	・市職員の年次有給休暇取得率 ★	34.0%	60.0%
⇒	・職場において男女が「平等」であると思う市民の割合	20.0%	27.0% ☆
	・女性就業率(15歳以上の女性に占める割合) ★	53.9% (H22)	59.0%
	・女性の再就職セミナーの開催回数 ★	0回/年	2回/年
	・女性の就労に関する相談回数 ★	0回/年	2回/年
⇒	・ファミリーサポートセンター登録者数 ★	167人 (H26)	200人
	・認定こども園の設置数 ★	1施設	6施設
	・子育て支援センターの数 ★	7施設	8施設
⇒	・市の審議会等における女性委員の割合	24.2%	30.0% ☆
	・市(企業会計を除く)における女性管理職の登用率(うち一般行政職)	27.4%	30.0%
	・女性の能力向上セミナーの開催回数 ★	0回/年	2回/年
⇒	・地域活動において男女が「平等」であると思う市民の割合	25.4%	29.0% ☆
⇒	・農業委員に占める女性の割合 ★	11.1%	15.0%
⇒	・防災会議における女性委員の数 ★	3人	5人
	・女性消防団員加入率(全体に占める女性団員の割合)	8.4%	8.5% ☆
⇒	・人権啓発活動回数 ★	4回/年	5回/年
⇒	・民生委員児童委員、男女共同参画推進員等を対象としたDV防止講座の受講人数	40人	80人
	・若年層を対象としたDV防止セミナーの受講人数 ★	475人	525人
⇒	・高齢者学級(21地区)参加述べ人数 ★	6,057人/年(H26)	6,220人/年
	・一般介護予防事業(いきいき百歳体操)取組グループ数 ★	20グループ	100グループ
⇒	・妊婦健康診査受診回数 ★	12.2回(H25)	12.6回
	・不妊治療費助成者数 ★	115回(実74人)(H26)	240回(実120人)
	・乳がん検診受診率	31.1%(H26)	50.0%
	・子宮がん検診受診率	32.2%(H26)	50.0%